

鹿角市公告第14号

J OMON体感プログラム映像制作等業務委託に係る事業者の選定について、公募型プロポーザル方式による選定を実施するので、参加事業者を次により募集します。

令和4年3月9日

鹿角市長 関 厚

1 業務の名称

J OMON体感プログラム映像制作等業務委託

2 業務の目的

鹿角の歴史・文化遺産を活かしたヘリテージ・ツーリズムの推進につなげるため、世界文化遺産「大湯環状列石」の魅力をより深く、よりリアルに伝える体験プログラムを開発し観光資源として活用するため、最新の拡張現実（以下、「AR」という。）や3DCG等の技術を用いた映像制作と機器設置等を包括的に行い、縄文時代の様子を再現し体感できる環境を整え、視覚に訴えることで遺跡の魅力向上と来訪者の満足度向上を目指し、国内外からの観光客誘客促進につなげることを目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）までとする。

4 見積限度額

90,200,000円（消費税額を含む）

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （2）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- （4）国及び他の地方公共団体から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- （5）国税及び地方税に未納がないこと。

(6) 平成23年4月1日以降に展示制作業務^{※1}と同種もしくは類似業務の受託実績を有していること。

※1 展示制作とは、展示造作・ケース、サイン・グラフィック、映像・音響（システム・ソフト）、電気設備等に関する総合的な制作・施工とする。

(7) AR^{※2}、3DCG^{※3}等を効果的に使用した制作業務を受注した実績があること。

※2 ARとはスマートフォンやタブレット、カメラ等に映し出される映像を通じて、現実世界のデジタル映像を投影する技術をいう。

※3 3DCGとはコンピューターで作成・加工された画像や動画で、3次元空間に存在する立体の様子を平面に投影して描画したもの。

6 参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申し込みをすること。

(1) 提出方法

鹿角市産業部産業活力課観光交流班へ持参もしくは郵送すること。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

(2) 提出期限

令和4年3月18日（金）正午まで【厳守】

(3) 提出書類

ア 参加希望書（様式第1号）

イ 参加資格に関する宣誓書（様式第2号）

(4) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、参加希望書を提出した者に対し令和4年3月22日（火）までに電子メール及び書面により通知する。

7 その他

その他本プロポーザル方式に関する事項は、「J OMON体感プログラム映像制作等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

8 問い合わせ先

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田 4-1

秋田県鹿角市 産業部 産業活力課 観光交流班

TEL：0186-30-0248 ／ FAX：0186-30-1515

E-mail：kankou@city.kazuno.lg.jp